

小笠原支庁 note アカウント「都レンジャー（小笠原）」 運用ポリシー

令和5年3月3日付4小土第1469号

1. アカウント運用における基本方針

- (1) 小笠原支庁 note アカウント「都レンジャー（小笠原）」（以下「本アカウント」といいます。）は、東京都小笠原支庁土木課（以下「当課」といいます。）が運用します。
- (2) 本アカウントでは、小笠原地域の東京都レンジャーの事業に関する記事を投稿するなどの情報発信を行います。
- (3) 本アカウント投稿記事への個別のコメント等については、対応しません。ただし、本アカウントの運営にあたって必要な情報等、当課が必要と認めたものを除きます。

2. フォローに関する方針

- (1) 東京都レンジャーの事業に関する有益な情報を発信するアカウントについて、必要に応じてフォローします。
- (2) 本アカウントによるフォロー（フォローからの解除を含みます）は、フォロー先のアカウントに対して何らかの態度を表明するものではありません。また、フォロー先のツイート等について関与するものでもありません。

3. 知的財産権

本アカウントの投稿に含まれる全ての情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、東京都又は原著作者に帰属します。内容について「私的使用のための複製」や「引用」等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製し、又は転用することはできません。

4. 注意事項

本アカウントの投稿に対して、ユーザーが次の投稿を行った場合は、予告なく投稿を削除することがあります。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

- (2) 特定の個人、団体等をひぼう中傷するもの
- (3) 政治又は宗教の活動を目的とするもの
- (4) 東京都又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽又は事実と異なるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムを使用又は提供するもの
- (11) (1)から(10)までの内容を含むウェブサイトへのリンクを目的とするもの
- (12) note の利用規約に反するもの
- (13) その他当課が不適切と判断したもの

5. 免責事項

- (1) 本アカウントにおける情報の発信・掲載においては、できる限り正確な発信につとめますが、その完全性や有用性を保証するものではありません。このため、本アカウントにおける情報を利用したために、ユーザー又は第三者が被った被害について一切の責任を負いません。
- (2) 本アカウントに関連して生じた、ユーザー間のトラブル又はユーザーと第三者との間のトラブルによりユーザー又は第三者が被った損害については一切の責任を負いません。
- (3) 本アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

6. 運用ポリシーの変更について

本アカウントの運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。

附 則

この運用ポリシーは、令和5年3月3日から施行する。